

# 高山バドミントン協会規約

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、高山バドミントン協会と称する。
- 第 2 条 本会は、高山地区におけるバドミントン競技を統括し、かつ、これを代表する団体であって、その目的とするところは、バドミントン競技を健全に普及発展させ、それによって地区体育文化の進展に寄与するにある。
- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1) バドミントン競技の普及徹底と競技力の向上。
  - 2) バドミントン競技大会の開催並びに推進。
  - 3) バドミントン競技講習会・スポーツ教室・その他バドミントン競技に関する各種事業への援助。
  - 4) スポーツ功労者・優秀選手及び監督・団体の表彰。
  - 5) 岐阜県バドミントン協会に対し、高山地区を代表して加盟すること。
  - 6) 本会の目的に適合する一切の事業。
- 第 4 条 本会の事務局は、庶務会計宅内におく。
- 第 5 条 本会の組織は、当協会に登録した団体及びその所属する会員及び役員をもって組織する。

## 第 2 章 役 員

- 第 6 条 本会に、次の役員をおく。
- |       |                         |
|-------|-------------------------|
| 会 長   | 1 名                     |
| 副 会 長 | 若干名                     |
| 理 事 長 | 1 名                     |
| 理 事   | 若干名（会長・副会長・理事長・庶務会計を含む） |
| 庶務会計  | 1 名（若干名、補佐をおく）          |
| 監 事   | 2 名                     |
| 顧 問   | 若干名                     |
- 第 7 条 会長及び副会長は、理事会において選出する。
- 第 8 条 会長は、本会を代表し会務を統括する。  
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

- 第 9 条 理事長は、理事会の議決に従って会務を掌理し、その運営の責にあたる。
- 第 10 条 理事は、各登録団体から選出された代表及び各専門部長とする。  
他に、会長は理事会にはかつて若干名の理事を追加することができる。  
理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
- 第 11 条 高山市体育協会への評議員は、理事会において選出する。
- 第 12 条 監事は、理事会の推薦によって会長が委託し、本会の会計を監査する。  
ただし、他の役職を兼ねることはできない。
- 第 13 条 庶務会計は、理事会で選出し、理事長の下で本会の庶務・会計を処理する。
- 第 14 条 顧問は、理事会の推薦によって会長が委託。  
顧問は、本会の重要事項について諮問に応ずる。
- 第 15 条 役員任期は、2ヶ年とする。ただし、再選は妨げない。
- 第 16 条 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。増員の場合もこれに準ずる。

### 第 3 章 会 議

- 第 17 条 理事会は、本会の議決機関であって次の事項を審議する。  
1) 予算・決算      2) 事業計画      3) 規約の改廃  
4) 役員選出決定   5) その他の重要事項
- 第 18 条 理事会は、年度当初・その他必要に応じて会長が招集する。
- 第 19 条 理事会は、理事の2分の1以上（委任状を含む）の出席によって成立する。  
理事会の議事は、出席理事の過半数で決定する。

### 第 4 章 専 門 部

- 第 20 条 本会に次の専門部を設ける。  
1) 競技・審判部  
2) 普及指導部  
3) 選手強化部  
4) ジュニア育成部
- 第 21 条 専門部は本会の職務を専門的に調査研究し、理事会の承認を得てこれを処理執行する。  
専門部の業務内容については、別にこれを定める。

- 第 22 条 各専門部には部長・委員（若干名）を置く。  
部長・委員は理事会において理事・会員の中より選出し、その任にあたる。  
任期は、2ヶ年とする。ただし、再選は妨げない。

## 第 5 章 会 計

- 第 23 条 本会の事業遂行に必要な経費は、次のものをもってあてる。

- 1) 会費
- 2) 事業収入
- 3) 寄付金及び補助金
- 4) 賛助会費
- 5) その他

- 第 24 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第 6 章 付 則

- 第 25 条 必要に応じて、特別委員会を設けることができる。

- 第 26 条 本会の表彰規程については、別にこれを定める。

- 第 27 条 本会の慶弔規程については、別にこれを定める。

- 第 28 条 本規約の条項以外に必要な事項が生じたときは、理事会にて決議する。

本会規約は、昭和58年4月1日より施行する。

平成7年4月23日一部改正

平成13年(2001)4月21日一部改正

平成20年(2008)2月20日一部改正

平成22年(2010)2月11日表彰規定一部改正

平成25年(2013)4月21日一部改正

平成28年(2016)3月27日一部改正